

総務教育常任委員会資料

(平成21年8月21日)

【件名】

- 1 平成20年度「教育行政の点検及び評価」について（教育総務課）……………1
- 2 平成20年度全国小・中学校不登校児童生徒の状況について
（小中学校課）…3
- 3 「鳥取県情報公開条例の趣旨、解釈及び運用」の改正について
（「全国学力調査情報の使用に当たっての配慮」関係）
（県民室・小中学校課）…4
- 4 第3回特別支援学校における教育の在り方検討委員会の概要について
（特別支援教育課）…6
- 5 平成20年度鳥取県立高等学校不登校生徒の状況について
（高等学校課）…8
- 6 平成20年度鳥取県立高等学校中途退学者の状況について
（高等学校課）…10
- 7 第33回全国高等学校総合文化祭三重大会の結果について
（高等学校課）…12
- 8 平成22年度鳥取県公立学校教員採用候補者選考試験（第二次選考試験）
選考基準の公表について（高等学校課、小中学校課、特別支援教育課）…13
- 9 文化財の県指定について（文化財課）……………15

教育委員会

平成20年度「教育行政の点検及び評価」について

平成21年8月21日
教育総務課

1 概要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、教育委員会は、効果的な教育行政の推進と県民への説明責任を果たすため、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況を点検・評価し、その結果に関する報告書を作成し、議会への報告と公表することが義務づけられました。

鳥取県教育委員会では、平成19年度に続き、平成20年度の点検・評価を実施しまとめましたので、その概要を報告するものです。

2 評価方法及び結果

(1) 評価方法

① 教育委員会制度の意義や特性が活かされたか等の観点に基づき、新たに合議体としての教育委員会自身の活動について4段階で自己評価を行いました。

併せて、教育委員会の活動状況（会議の開催回数や公開状況等）や条例・規則の制定・改廃状況、附属機関の開催状況なども記載しました。

② 平成20年度教育委員会ミッションの各種施策と数値目標に対して、数値目標及び取組過程に対する「到達度」と施策を実施したことによる「成果」の二つの観点に分けて、それぞれ4段階で自己評価を行うとともに、各種施策に対する学校現場の評価を学校長アンケートとして調査し、その結果を踏まえて、自己評価の見直しを行いました。

(2) 評価結果

① 「教育委員会の自己評価」

評価	「評価の観点」に対する評価基準
◎	「評価の観点」に示された取組みを「十分に行うことができた。」
○	「評価の観点」に示された取組みを「概ね行うことができた。」
△	「評価の観点」に示された取組みを「十分に行うことができなかった。」
×	「評価の観点」に示された取組みが「ほとんどできなかった。」

【意義】 政治的中立性、継続性、安定性の確保

【特性】 首長からの独立性、合議制（毎年1～2人の委員の任期到来）

評価の観点	評価	備 考
ア) 教育行政に情熱と高い使命感をもってあたった。	◎	激しく変化する時代の中で、様々な教育改革を行うなか、山積する難題の解決に向けて少しでも貢献できるよう真摯に取り組んだ。
イ) 政治的中立性、首長からの独立性を保ち、教育行政を推進した。	○	政治的中立性、首長からの独立性は保ってきた。なお、全国学力・学習状況調査結果の開示問題については、様々な経緯等があり、県民の代表である議会の決議に沿った方向とならなかったことをどう評価するか判断に迷った。
ウ) 委員会運営は、公正な合議制で行った。	◎	殆どの場合、結果として全員一致した結論を出すことができた。意見が分かれた場合には、少数の意見も大切に、議論を尽くすなかで、最後の選択として多数決をとった場合があった。今後も一層「公正な合議制」に努めたい。

【意義】 地域住民の意向の反映

【特性】 住民による意思決定（レイマン・コントロール）

評価の観点	評価	備 考
ア) 学校現場の様々な情 学的課題を解決する 努力を要する。	○	学校現場に多様なニーズがある。何を実情と捉えるのか 難しい。課題を把握し、適切な手法を講ずる必要がある。
イ) 県民の意向を尊重し、 教育行政の改善を図る 努力を要する。	○	県民の意向を尊重し、教育行政の改善を図る努力を要する。 県民の意向を尊重し、教育行政の改善を図る努力を要する。
ウ) 教育行政の改善を図る 努力を要する。	△	教育行政の改善を図る努力を要する。 教育行政の改善を図る努力を要する。

② 「成果」結果一覧

※（ ）内はH19の評価実績

区 分	結 果
「A」評価（目的・目標を達成）	29項目 25.7% (24.8%)
「B」評価（相当の進展があった）	64項目 56.6% (56.7%)
「C」評価（一部の進展に止まった）	20項目 17.7% (15.4%)
「D」評価（進展がなかった）	該当無し 0% (3.1%)

参考：平成20年度教育行政の点検及び評価の「到達度」と「成果」の相関関係

区 分	主 要 課 題 の 「 成 果 」				小 計	
	A 目的・目標を達成	B 相当の進展があった	C 一部の進展に止まった	D 進展がなかった		
数 値 目 標 の 到 達 度	◎ 「順調」	(24) 29	(13) 8	(0) 0	(0) 0	(37) 37 <32.7%>
	○ 「概ね順調」	(0) 0	(38) 54	(0) 0	(0) 0	(38) 54 <47.8%>
	△ 「やや順調でない」	(0) 0	(3) 2	(13) 17	(1) 0	(17) 19 <16.8%>
	× 「順調でない」	(0) 0	(1) 0	(2) 3	(2) 0	(5) 3 <2.7%>
	小 計	(24) 29 <25.7%>	(55) 64 <56.6%>	(15) 20 <17.7%>	(3) 0 <0%>	(97) 113

※到達度「◎」にも関わらず「B」評価 = 8件 ※印を付けて、評価した具体的な理由を付記しました。
到達度に比べ「成果」が高かったもの = 5件

3 今後の実施方法

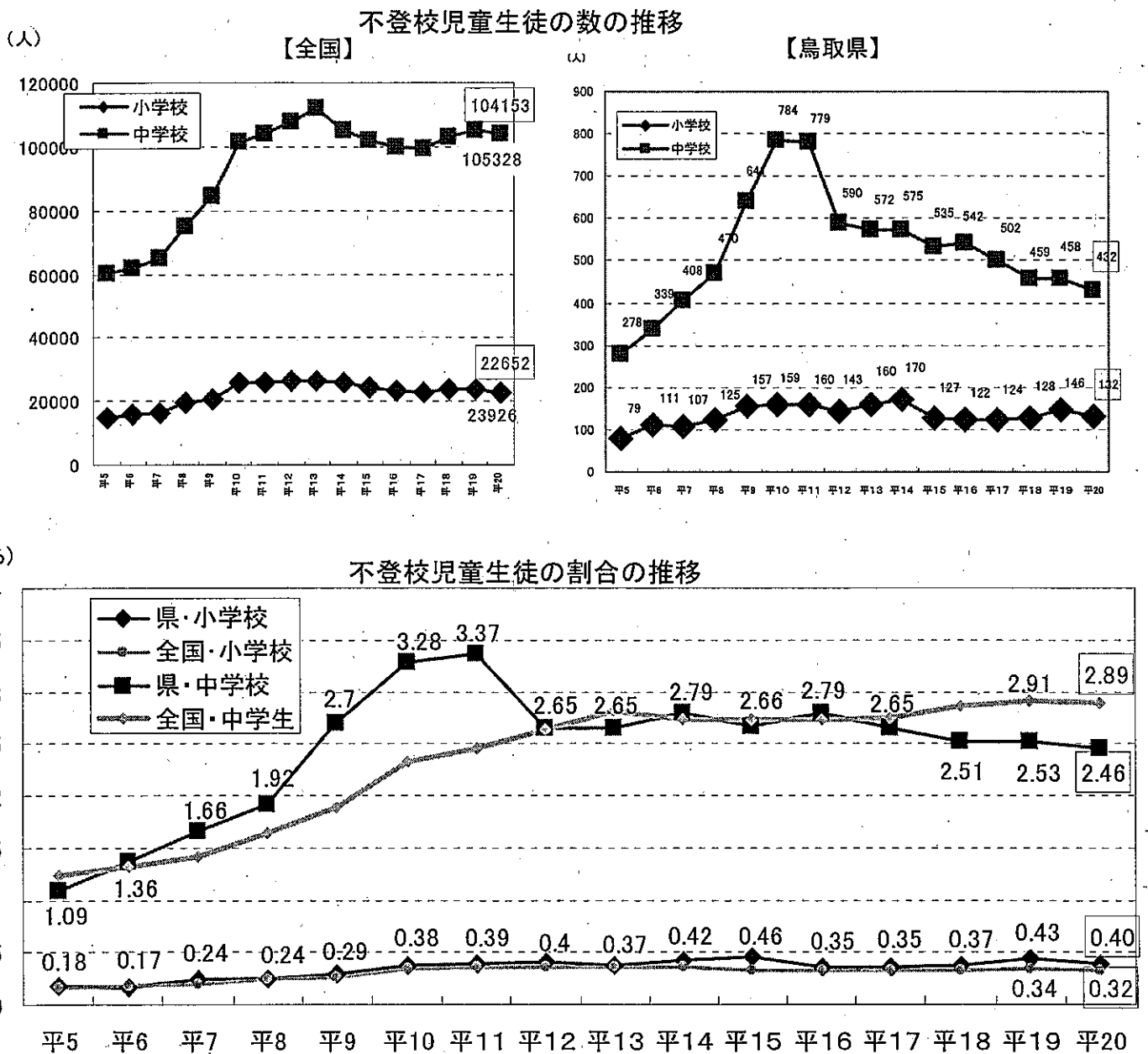
平成21年3月に、今後5年間の鳥取県教育の方向性を示した鳥取県教育振興基本計画と具体的な施策をまとめたアクションプランを策定しました。

平成21年度の点検・評価は、このアクションプランの取組みを、鳥取県教育振興基本計画の施策の方向性や目指すところ、数値目標に基づいて点検・評価を行い、次年度の具体的な施策や取組みに反映させるというPDCAサイクルに載せて実施する予定です。

平成20年度全国小・中学校不登校児童生徒の状況について

平成21年8月21日
小中学校課

県教育委員会の集計による市町村立学校のデータや県の重点的な取組・対策などについては、8月6日に文部科学省が公表した平成20年度速報値(市町村立学校以外の国立・私立学校も含む全国及び県の正式な統計数値)に基づいて資料を作成。



- ・平成20年度の中学校不登校生徒の数・割合は、全国及び本県ともに平成19年度より減少しているが、本県は全国平均より低い数値で推移している。
- ・小学校においても不登校児童の数・割合は減少に転じているが、依然として全国平均より高い状況にある。

「鳥取県情報公開条例の趣旨、解釈及び運用」の改正について
（「全国学力調査情報の使用に当たっての配慮」関係）

平成21年8月21日
県 民 室
小 中 学 校 課

鳥取県情報公開条例の趣旨、解釈等については、「鳥取県情報公開条例の趣旨、解釈及び運用（平成12年3月30日総務部長通知）」で示されています。

平成21年4月の改正により新設された条例第18条の2に係る趣旨、解釈及び運用を定めるための上記通知の改正について、教育委員会から総務部に依頼し、これを受けて総務部が本日付けで同通知を改正（第18条の2関係を新設）し、関係部局に通知しました。

第18条の2（全国学力調査情報の使用に当たっての配慮）関係

第1 趣旨

本条は第4条（適正使用）の特則として、全国学力調査情報の開示を受けた者の配慮を定めたものである。

第2 解釈・運用

- 1 「この条例の目的及び第4条の規定の趣旨を踏まえ」とは、第1条に定める「県民参加による開かれた公正な県政の推進に資する」という条例の目的及び第4条に定める「公文書の開示を請求しようとするものは、これによって得た情報を、この条例の目的に即し適正に使用しなければならない」という開示請求者の責務を踏まえるということである。
- 2 「成長段階にある児童等の心情に配慮し」とは、安易な順位付けや誤った序列意識などにより、成長段階にある児童生徒が劣等感や優越感を抱くなど精神的なマイナスの影響が生じないよう教育上の配慮をするということである。
- 3 「特定の学校又は学級が識別される」とは、学校・学級名を明示する場合のほか、他の情報と組み合わせることにより特定の学校・学級が識別される場合も含む。
- 4 「学校の序列化、過度の競争等が生じることのないよう」とは、安易に学校を順位付けすることや必要以上に学校間の競争を招くことがないようということである。

（参考）

1 鳥取県情報公開条例第18条の2

（全国学力調査情報の使用に当たっての配慮）

第18条の2 全国学力調査情報（第9条第2項第7号に規定する調査のうち全国的な児童等の学力の実態を把握するため実施されるものの調査結果に関する情報であって、特定の学校又は学級を識別することができるものをいう。以下同じ。）の開示決定を受けた者は、この条例の目的及び第4条の規定の趣旨を踏まえ、成長段階にある児童等の心情に配慮し、特定の学校又は学級が識別されることにより学校の序列化、過度の競争等が生じることのないように当該全国学力調査情報を使用しなければならない。

- 2 平成21年度全国学力・学習状況調査の結果の国からの提供予定日
8月27日（木）

3 鳥取県情報公開条例関係条文

(目的)

第1条 この条例は、県政に対する県民の知る権利を尊重して、公文書の開示を求める権利その他情報公開に関し必要な事項を定めることにより、県の諸活動を県民に説明する責務を全うし、もって県民参加による開かれた公正な県政の推進に資することを目的とする。

(適正使用)

第4条 この条例の定めるところにより公文書の開示を請求しようとするものは、これによって得た情報を、この条例の目的に即し適正に使用しなければならない。

(開示義務)

第9条 実施機関は、公文書の開示請求があったときは、当該公文書を開示しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合には、前項の規定にかかわらず、当該開示請求に係る公文書を開示しないものとする。

(1)～(6) 略

(7) 小学校の児童、中学校の生徒又は特別支援学校の児童若しくは生徒（以下この号及び第18条の2において「児童等」という。）の全国的又は全県的な学力の実態を把握するため実施される調査の学級ごとの集計結果であって、児童等の数が10人以下の学級に係るもの

(8) 略

第3回特別支援学校における教育の在り方検討委員会の概要について

平成21年8月21日
特別支援教育課

1 日時：平成21年7月23日（木） 13:30～16:30

2 出席者：11名（委員15名）

3 内容

(1) 説明及び報告事項

- 第2回検討委員会における検討事項の概要
- 高等特別支援学校等設置についての説明会の概要
- 松矢委員（アドバイザー：全日本特別支援教育研究連盟理事長）による説明
 - ・特別支援学校卒業生の進路の実態
 - ・特別支援学校卒業生の就労促進のために必要な視点
 - ・個別の支援計画と連携による移行支援

(2) 議事

- 高等特別支援学校等の設置内容（設置学科、教育課程）について
- 今後のスケジュールについて
- 高等特別支援学校等に関する意向調査について

4 主な意見

【設置学科・教育課程について】

- ・職業学科として固定してしまうのはどうかと思う。
- ・特定の科を設置すると流行廃りがあるのではないか。
- ・地域の実態にあった職業科のニーズを考えていくことが必要ではないか。
- ・設置学科や教育内容については、保護者の意見を吸い上げることが必要。

【意向調査について】

- ・意向調査は分かりやすいものにしてほしい。

【その他】

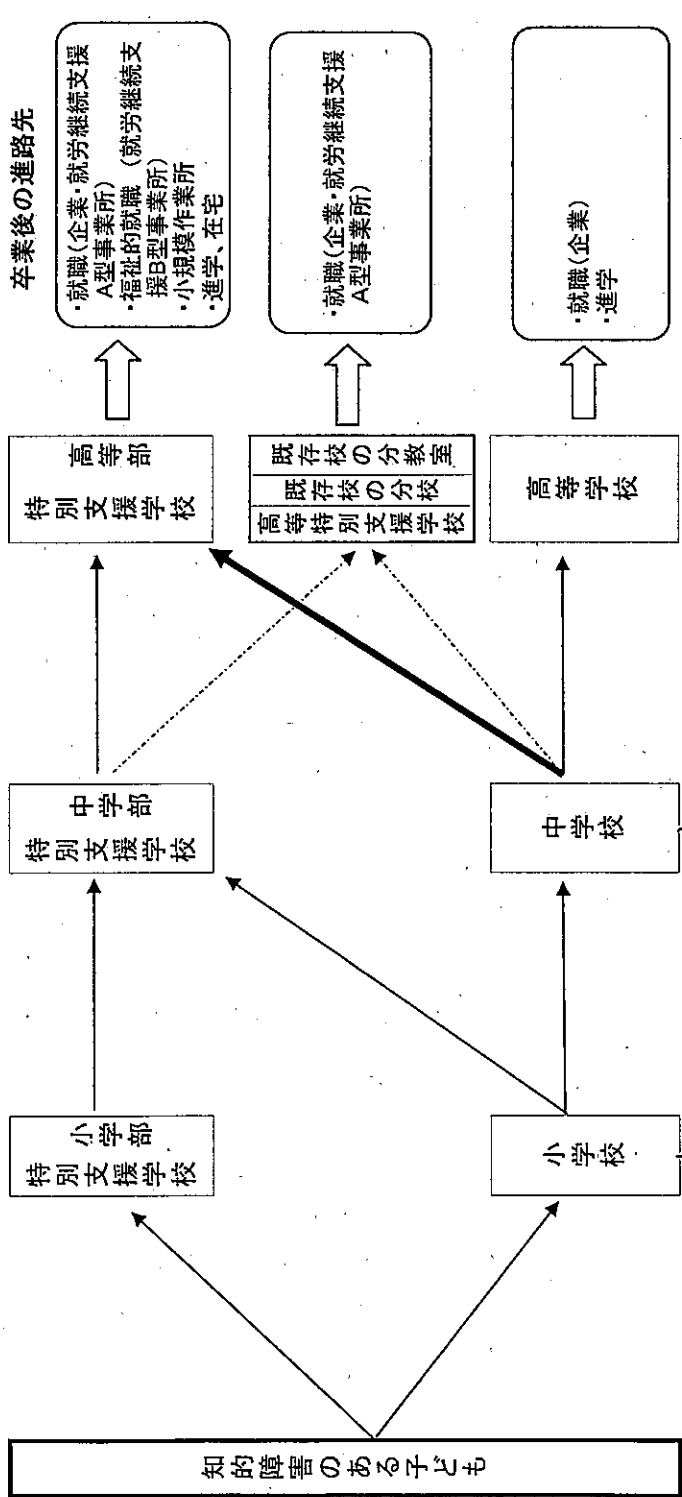
- ・高等特別支援学校には異論はないが、1校とすべきではない。就労は地域とのつながりが重要。
- ・地域の受入体制をどうするか検討が必要。
- ・中学校の進路指導とのタイアップが必要。「自分たちはできない子」「なんで自分がこんなこと（作業）をしなくてはならないんだ」といった生徒がいる。

5 アドバイザーからの助言等

- ・普通科と職業科では職員の配置、施設設備が異なる。職業科のほうが特別教室もきちんと整備できる。
- ・設置学科の選択に当たっては、作業量が十分に確保できることが重要。
- ・軽度の知的障害者の教育を充実することは、企業就労等につながり、ひいては中度や重度の知的障害者の進路の充実にもつながる。
- ・他県はトップダウンで決定している。幅広く意見を聞くことはよいこと。

- 審議内容にあげていた「設置学科及び教育課程」については、引き続き審議が必要と考えられるため、次回検討委員会でも審議を行う。
- 高等特別支援学校等に関する意向調査を8月下旬から9月上旬に実施の予定

知的障害のある子どもの進路



乳幼児・学校教育期間

福祉・教育委員会が連携

小中学校在籍の知的障害児児童生徒調査 (H21.1調査)

知的障害の程度	小1		小2		小3		小4		小5		小6		中1		中2		中3		
	通常学級	特支学級	通常学級	特支学級	通常学級	特支学級	通常学級	特支学級	通常学級	特支学級	通常学級	特支学級	通常学級	特支学級	通常学級	特支学級	通常学級	特支学級	
重度(0:~34)																			
中度(0:35~49)	1	12	9	7	12	15	8	16	6	13	3	15	4	6	5	9	8	9	
軽度(0:50~69)	29	20	89	27	99	39	110	36	114	39	109	35	90	27	90	31	90	30	
境界(0:70~79)	32	9	230	21	232	18	319	16	299	18	265	17	243	15	282	28	213	11	
県全体																			

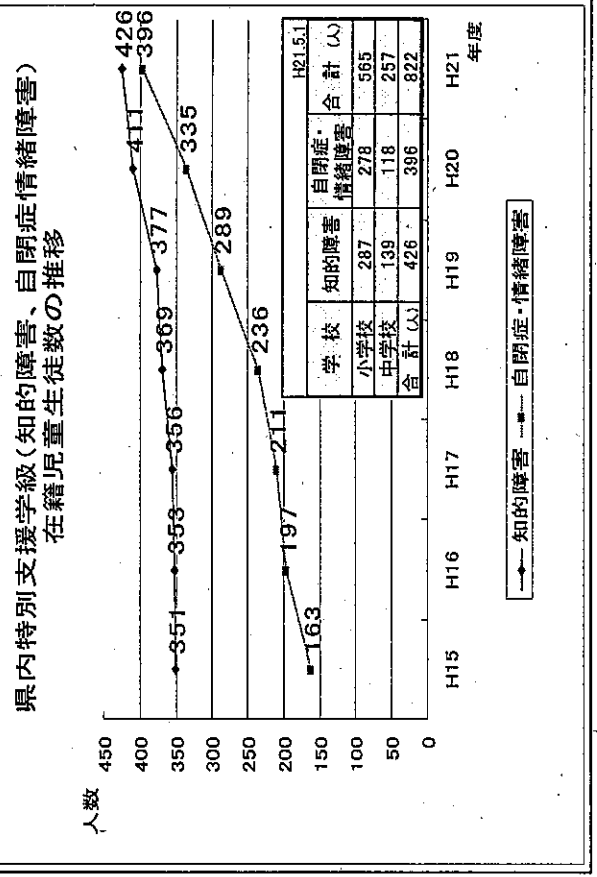
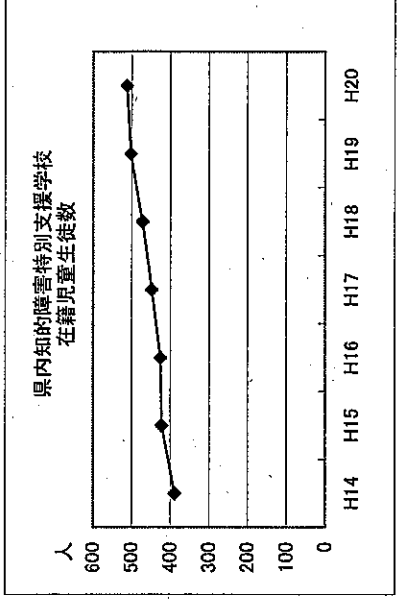
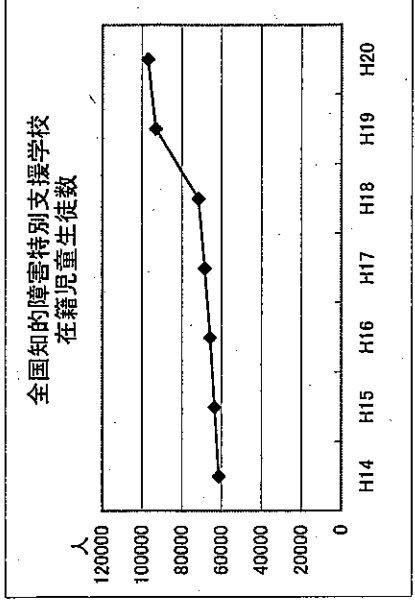
知的障害特別支援学校高等部への入学状況

	H16		H17		H18		H19		H20		H21	
	通常学級	特支学級	通常学級	特支学級	通常学級	特支学級	通常学級	特支学級	通常学級	特支学級	通常学級	特支学級
白兔	19	37	18	40	16	33	12	23	12	35	19	36
倉吉	8	16	12	23	11	21	10	19	15	19	7	15
吉子	8	16	11	23	10	21	9	19	4	8	8	15
米子	12	28	12	27	10	33	11	37	11	30	21	44
子	16	16	15	23	23	24	19	23	19	23	23	44

中3	中2	中1	小6	小5	小4	小3	小2	小1
通常学級	213	111	213	111	213	111	213	111
特支学級	47	30	30	30	30	30	30	30
合計	260	141	243	141	243	141	243	141

高等特別支援学校等対象者

H21	H20	H19	H18	H17
通常学級	19	17	17	17
特支学級	7	8	7	7
合計	26	25	24	24



福祉・商工労働・教育委員会が連携

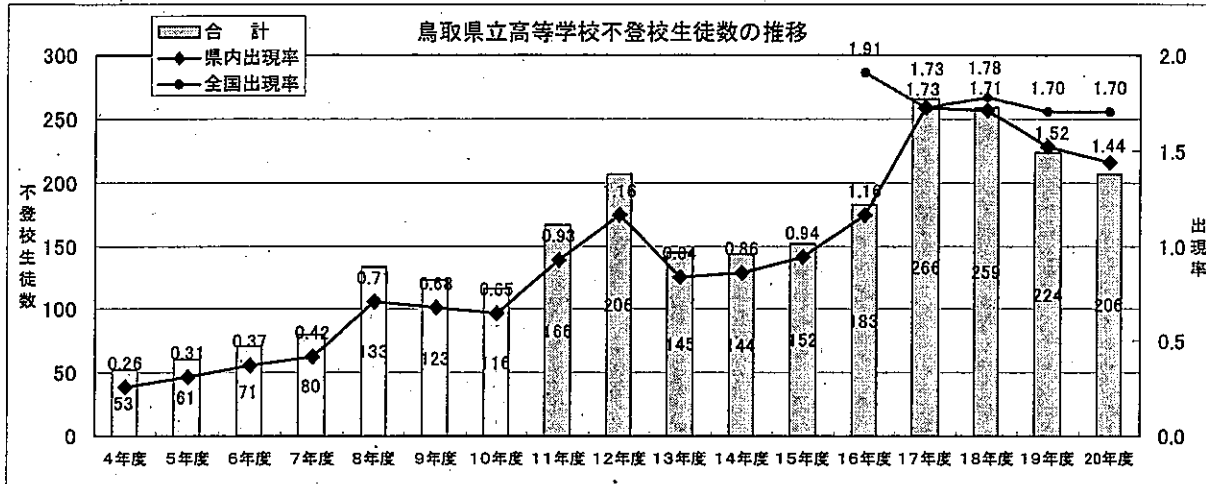
平成20年度鳥取県立高等学校不登校生徒の状況について

平成21年8月21日
高等学校課

1 不登校生徒の状況

(1) 不登校生徒数の推移

平成17年度をピークに生徒数、出現率とも3年連続で減少。



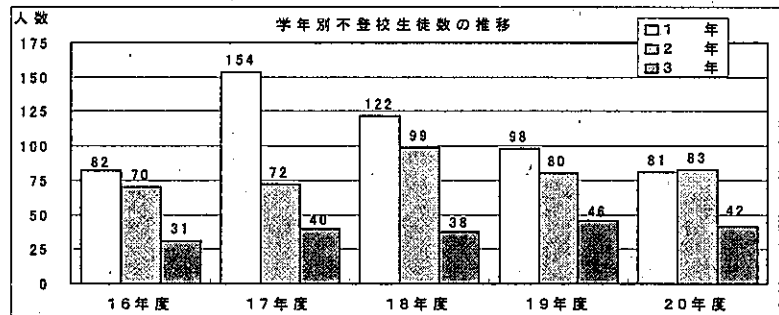
(注) 不登校を理由とする欠席日数の集計。

平成10年度までは年間50日以上、11年度以降は30日以上欠席を対象としている。

全国出現率は公立高等学校のもの。平成15年度以前は文部科学省の統計資料なし。

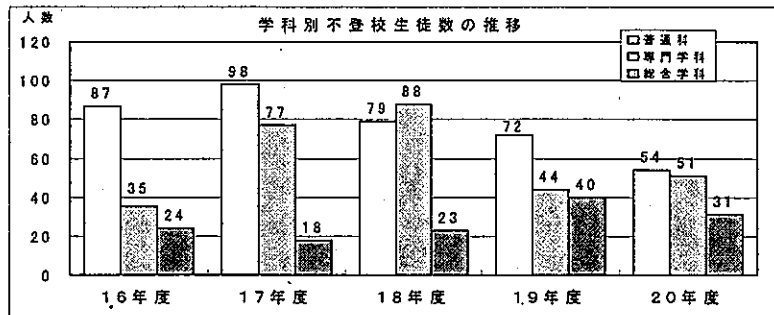
(2) 学年別状況

- ・ 1年生の不登校生徒数は3年連続して減少。
- ・ 2・3年生の不登校生徒数は、微増の傾向。
- ・ 2年生の不登校生徒数が初めて1年生の不登校生徒数を上回る。



(3) 学科別状況

- ・ 普通科における不登校生徒数は3年連続して減少。
- ・ 専門学科における不登校生徒数は増加。
- ・ 学科による不登校生徒数の差が縮小。



2 今後の不登校防止策

- (1) 生徒の状況を把握した上での、タイミングのよい面談やカウンセリング
- (2) 担任、教育相談担当教員、スクールカウンセラー、関係専門機関等の連携
- (3) Q-U調査等を用いた学級・生徒の状況の客観的な分析
- (4) 個人情報の保護に配慮した上での中学校との連携

鳥取県立高等学校の不登校生徒数の推移

高等学校課

		17年度		18年度		19年度		20年度	
		人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
在籍生徒数		15,339		15,167		14,732		14,330	
学年別	1年	154	2.96	122	2.33	98	2.00	81	1.68
	2年	72	1.40	99	1.98	80	1.61	83	1.77
	3年	40	0.80	38	0.77	46	0.95	42	0.87
	4年	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
合計		266	1.73	259	1.71	224	1.52	206	1.44
男女別	男	121	1.59	109	1.42	89	1.19	100	1.38
	女	145	1.88	150	2.00	135	1.86	106	1.50
課程別	全日制	193	1.31	190	1.30	156	1.10	136	0.98
	定時制	73	13.04	69	12.52	68	12.30	70	13.54
全日制課程別	普通科	98	1.30	79	1.06	72	0.98	54	0.74
	専門学科	77	1.28	88	1.48	44	0.78	51	0.94
	総合学科	18	1.48	23	1.91	40	3.44	31	2.79
退学者数		85		73		77		71	
不登校生徒に対する割合(%)		32.0		28.2		34.4		34.5	
全国の不登校率(公立高等学校)		1.73		1.78		1.70		1.70	

率(%)はそれぞれの母集団における出現率を表す。

不登校のきっかけ		17年度		18年度		19年度		20年度	
		人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
学校生活に起因	いじめ	42	15.8	3	1.1	3	1.3	0	0.0
	いじめを除く友人関係をめぐる問題			43	16.0	29	12.9	31	14.6
	教職員との関係をめぐる問題	2	0.8	3	1.1	1	0.4	1	0.5
	学業の不振	15	5.6	6	2.2	13	5.8	9	4.2
	進路にかかる不安	8	3.0	6	2.2	13	5.8	8	3.8
	クラブ活動、部活動等への不適応	1	0.4	5	1.9	7	3.1	4	1.9
	学校のきまり等をめぐる問題	12	4.5	6	2.2	7	3.1	19	9.0
	入学、転編入学、進級時の不適応	20	7.5	17	6.3	9	4.0	12	5.7
	小計	100	37.6	86	32.1	79	35.1	84	39.6
家庭生活に起因	家庭の生活環境の急激な変化	4	1.5	8	3.0	5	2.2	3	1.4
	親子関係をめぐる問題	11	4.1	16	6.0	8	3.6	12	5.7
	家庭内の不和	4	1.5	6	2.2	2	0.9	3	1.4
	小計	19	7.1	30	11.2	15	6.7	18	8.5
本人の問題に起因	病気による欠席	15	5.6	21	7.8	7	3.1	10	4.7
	その他本人に関わる問題	100	37.6	99	36.9	70	31.1	53	25.0
	小計	115	43.2	120	44.8	77	34.2	63	29.7
その他		15	5.6	3	1.1	10	4.4	5	2.4
不明		17	6.4	29	10.8	44	19.6	42	19.8
合計		266	100	268	100	225	100	212	100

(注1) 17年度までは、不登校生徒1人につき、主たるきっかけを1つ選択。18年度以降は、考えられるものをすべて選択。

(注2) %は不登校のきっかけにおける構成比率を表す。

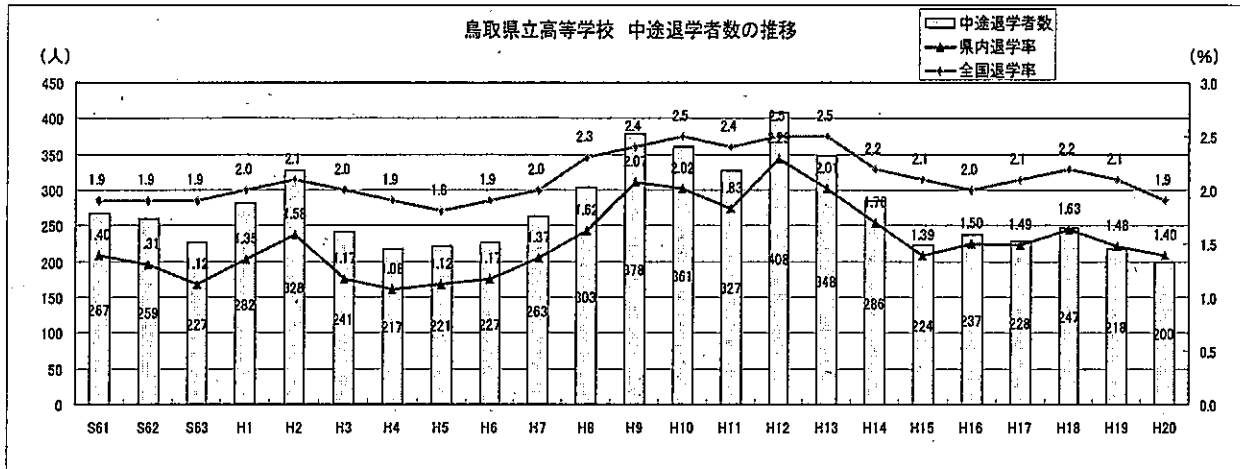
平成20年度鳥取県立高等学校中途退学者の状況について

平成21年8月21日
高等学校課

1 中途退学者の状況

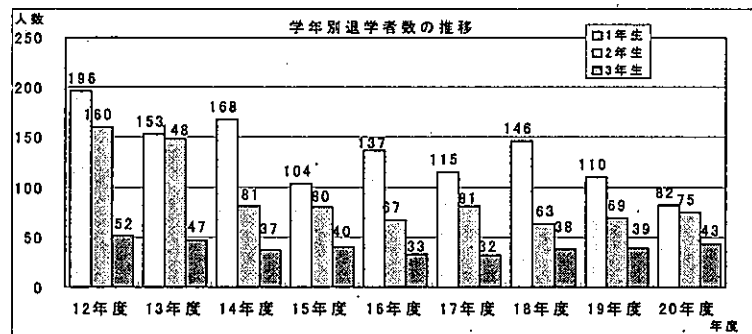
(1) 退学者数の推移

- ・退学者数は2年連続の減少し、人数は昭和61年度以降最少。
- ・退学率も過去10年間で2番目に低い値。



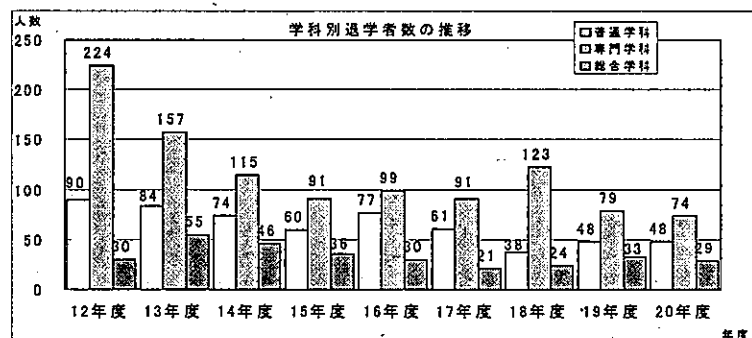
(2) 学年別状況

- ・1年生の退学者数は2年連続して減少した反面、2年生の退学者数は2年連続して増加。
- ・1年生と2年生の退学者数がほぼ同数になるなど、学年間差が縮小。



(3) 学科別状況

- ・専門学科の退学者数は2年連続して減少。
- ・学科別の退学者数は昨年度と各学科ともほぼ同数。



2 中途退学防止策

(1) 生徒が意欲的に学校生活を送るための取組

ア 授業改善と教科指導力の向上

イ キャリア教育の推進による自らの生き方に対する自覚と進路意識の高揚 など

(2) 不登校防止、問題行動抑止のための取組

ア 基本的な生活習慣の確立と規範意識の醸成

イ ソーシャルスキル育成のトレーニング など

鳥取県立高等学校の退学者数の推移

高等学校課

			16年度		17年度		18年度		19年度		20年度		
			人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	
学年別	1	年	137	57.8%	115	50.5%	146	59.1%	110	50.5%	82	41.0%	
	2	年	67	28.3%	81	35.5%	63	25.5%	69	31.7%	75	37.5%	
	3	年	31	13.1%	32	14.0%	38	15.4%	39	17.9%	43	21.5%	
	4	年	2	0.8%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
合 計			237		228		247		218		200		
男女	男		124	52.3%	115	50.4%	136	55.1%	113	51.8%	119	59.5%	
	女		113	47.7%	113	49.6%	111	44.9%	105	48.2%	81	40.5%	
全定	全 日 制		206	86.9%	173	75.9%	185	74.9%	160	73.4%	151	75.5%	
	定 時 制		31	13.1%	55	24.1%	62	25.1%	58	26.6%	49	24.5%	
全日科制別	普 通 科		77	37.4%	61	35.3%	38	20.5%	48	30.0%	48	31.8%	
	専 門 学 科		99	48.1%	91	52.6%	123	66.5%	79	49.4%	74	49.0%	
	総 合 学 科		30	14.6%	21	12.1%	24	13.0%	33	20.6%	29	19.2%	
退学の主な理由	学 業 不 振		6	2.5%	3	1.3%	5	2.0%	2	0.9%	4	2.0%	
	学校生活・学業不適応	高校生活に熱意がない		93	39.2%	85	37.3%	98	39.7%	75	34.4%	81	40.5%
		授業に興味がない		26	11.0%	44	19.3%	39	15.8%	22	10.1%	11	5.5%
		人間関係がうまく保てない		23	9.7%	12	5.3%	9	3.6%	14	6.4%	23	11.5%
		学校の雰囲気があわない		30	12.7%	14	6.1%	23	9.3%	20	9.2%	15	7.5%
		その他		7	3.0%	6	2.6%	7	2.8%	11	5.0%	20	10.0%
		その他		7	3.0%	9	3.9%	20	8.1%	8	3.7%	12	6.0%
	進路変更	別 の 高 校		111	46.8%	104	45.6%	99	40.1%	110	50.5%	85	42.5%
		専 修 学 校 等		23	9.7%	29	12.7%	15	6.1%	20	9.2%	22	11.0%
		就 職 希 望		9	3.8%	7	3.1%	11	4.5%	8	3.7%	6	3.0%
		認 定 試 験 希 望		60	25.3%	60	26.3%	42	17.0%	68	31.2%	38	19.0%
		そ の 他		9	3.8%	5	2.2%	12	4.9%	7	3.2%	16	8.0%
		そ の 他		10	4.2%	3	1.3%	19	7.7%	7	3.2%	3	1.5%
	病 気 ・ け が ・ 死 亡		4	1.7%	3	1.3%	5	2.0%	3	1.4%	8	4.0%	
	経 済 的 理 由		1	0.4%	6	2.6%	5	2.0%	3	1.4%	1	0.5%	
	家 庭 の 事 情		8	3.4%	7	3.1%	9	3.6%	6	2.8%	2	1.0%	
	問 題 行 動 等		8	3.4%	7	3.1%	23	9.3%	18	8.3%	14	7.0%	
	そ の 他		6	2.5%	13	5.7%	3	1.2%	1	0.5%	5	2.5%	
	本県退学率 (%)			1.50		1.49		1.63		1.48		1.40	
全国退学率 (%) (公立高校)			2.0		2.1		2.2		2.1		1.9		

第33回全国高等学校総合文化祭三重大会の結果について

平成21年8月21日
高等学校課

- 1 開催期間 平成21年7月29日(水)から8月2日(日)
- 2 開催地 三重県内各地(伊勢市ほか)
- 3 参加生徒数 全19部門中、18部門359名
(19部門:パレード,合唱,吹奏楽,器楽・管弦楽,日本音楽,吟詠剣詩舞,郷土芸能,書道,美術・工芸,マーチングバンド・バトントワリング,写真,放送,囲碁,将棋,弁論,新聞,小倉百人一首かるた,文芸,演劇(※演劇は鳥取県の参加なし))

4 成績

(1) 新聞部門

賞	受賞団体
最優秀賞	鳥取中央育英高等学校

《備考》出場119校中、最優秀賞5校、優秀賞7校
同校の1位相当賞は、由良育英高等学校時の平成10年から12年連続。

(2) 放送部門

賞	受賞者所属・氏名
アナウンス部門 優秀賞	鳥取東高等学校3年・中村 蘭

《備考》出場者143名中、優秀賞10名、審査員特別賞3名

(3) 写真部門

賞	受賞者所属・氏名	作品名
奨励賞	鳥取聾学校2年・須崎 陽子	男

《備考》出品313点中、最優秀賞3点、優秀賞7点、奨励賞20点

(4) 書道部門

賞	受賞者所属・氏名	作品名
特別賞	米子西高等学校3年・竹本 拓朗	げいげんろ ぎょうしょごんりっしじく 倪元璐 行書五言律詩軸

《備考》出品308点中、奨励賞10点、特別賞46点

(5) 将棋部門

賞	受賞団体, 受賞者所属・氏名
男子団体第5位	境高等学校
男子個人第5位	鳥取城北高等学校3年・原田 智也

《備考》男子団体出場47校中、優勝、準優勝、3位2校、5位4校
男子個人出場者49名中、優勝、準優勝、3位2名、5位4名

【参考】過去3年間の入賞者

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
新聞部門	最優秀賞(鳥取中央育英)	最優秀賞(鳥取中央育英)	最優秀賞(鳥取中央育英)
写真部門	優秀賞(鳥取敬愛) 奨励賞(境)		優秀賞(境)、奨励賞(境 港総合技術、鳥取聾)
将棋部門	優勝(鳥取西:男子団体)	準優勝(鳥取城北:男子個人) 第5位(鳥取西:男子団体)	
社会化学 部門		島根県立大学学長賞(鳥取敬愛)	
書道部門			特別賞(鳥取西:個人)

平成22年度鳥取県公立学校教員採用候補者選考試験 (第二次選考試験) 選考基準の公表について

平成21年8月21日
高等学校課
小中学校課
特別支援教育課

1 公表内容

別紙のとおり

2 公表期日

平成21年8月19日に鳥取県教育委員会ホームページに別紙を掲載

3 参考(経緯)

平成21年2月13日に開催された定例教育委員会において、平成22年度教員採用候補者選考試験に係る改善検討状況について、以下のとおり報告。

本県の教員採用候補者選考に当たり、透明性、公平性を一層高めるために、平成21年度採用選考試験で既に改善した点に、新たな改善点を加え、平成22年度採用選考試験から以下の6点を実施することとする。また、今後も適宜見直しを行うこととする。

注：〈新〉は、平成22年度採用選考試験から実施する改善点で、それ以外は平成21年度採用選考試験で既に改善した点。

(1) 試験問題・解答例・配点の公表

- ・筆記試験の配点の公表
- ・〈新〉非公表であった一意に定まらない解答についても解答例を公表
- ・試験問題、解答例、配点をHPで公開

(2) 〈新〉採用選考基準の公表

【第一次選考試験】

- ・面接試験の評価の観点及び評価基準の公表
- ・教育問題に関する討議の評価の観点及び評価基準の公表
- ・各試験の満点の得点の公表

【第二次選考試験】

- ・面接試験の評価の観点及び評価基準の公表
- ・模擬授業の評価の観点及び評価基準の公表
- ・各試験の満点の得点の公表

(3) 選考の各段階における不正防止チェック

- ・採用判定時に受験者の匿名化を図る
- ・〈新〉選考業務担当課以外の教育委員会事務局の職員による、答案の得点・評価表の評価と選考資料の突合(第一次選考試験及び第二次選考試験)

(4) 公正な面接試験の確保

- ・面接官(事務局・民間)に対する評価者研修会の充実

(5) 関係文書の保存期間の見直し

- ・〈新〉鳥取県教育委員会文書等の整理、保管及び保存に関する規程の改正

(6) その他の不正防止のための措置

- ・教育委員による選考プロセスの点検
- ・〈新〉教育委員会事務局以外の機関との選考プロセスに関する意見交換の実施

平成22年度鳥取県公立学校教員採用候補者選考試験（第二次選考試験）選考基準

○選考方法

第二次選考試験においては、面接試験等及びその他提出された書類等により総合的に判定する。

○各試験の選考基準等

試験項目	校種・職種	選考基準				満点			
		評価の観点	評価の主な着眼点	評価	小学校教諭	中学校教諭	高等学校教諭	特別支援学校教諭	養護教諭
学習指導案作成	高等学校教諭	<ul style="list-style-type: none"> 学習のねらい 学習指導過程の構成・展開 適切な評価 	<ul style="list-style-type: none"> 設定条件に応じて、適切な指導が可能となる指導案であるかどうか 	A～Eの5段階で総合評価	/	/	100	/	/
児童生徒への模擬指導等	全校種・職種	①教育の専門家としての指導力	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒等の思いや立場を理解する力を有しているか 教科等の専門性を生かした指導や、児童生徒等の実態に即した適切な指導を行うことができるか 問題を柔軟に思考・分析し、解決方法を具体的に構想することができるか 指導内容、指導方法が適切で、児童生徒等の心に訴えかけるものがあるか 	<ul style="list-style-type: none"> 教育的愛情・信念を持って児童生徒に接しようとしているか 教員としての誇り、責任感を持って教育に携わろうとしているか 	A～Eの5段階で総合評価	240	240	150	240
		②豊かな人間性		<ul style="list-style-type: none"> 感性的かで温かく、人間的な魅力を有しているか 豊かな教養と人権意識を身につけ、バランスのとれた判断ができるか 					
		③教育に対する情熱・教員としての使命感		<ul style="list-style-type: none"> 教育的愛情・信念を持って児童生徒に接しようとしているか 教員としての誇り、責任感を持って教育に携わろうとしているか 常に向上心を持って自己研鑽に努めようとしているか 					
		④教育の専門家としての指導力		<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の思いや立場を理解する力を有しているか 教科等の専門性を生かした的確な指導を行うことができるか 児童生徒の実態を踏まえながら適切に等級経験をを行うことができるか 					
		⑤豊かな人間性・社会性		<ul style="list-style-type: none"> 感性的かで温かく、人間的な魅力を有しているか 豊かな教養と人権意識を身につけ、バランスのとれた判断ができるか 社会人としての常識、風趣意識を有しているか 礼儀やマナーをわきまえた対応ができるか 					
面接試験 (集団面接) (個人面接)	全校種・職種	④チャレンジ性・協調性	<ul style="list-style-type: none"> 今日的な教育上の課題に対して、チャレンジ精神を持って取り組むことができるか 幅広い視点で物事に柔軟に対応することができるか 組織の一員として、協力しながら教育活動に取り組むことができるか 						
		⑤人間関係能力	<ul style="list-style-type: none"> 明朗で、丁寧に対応することができるか 相手の考えを受け止めながら、自分の考えを的確に伝えることができるか 						
適性検査	全校種・職種	※判定のための参考資料							

文化財の県指定について

平成21年8月21日
文化財課

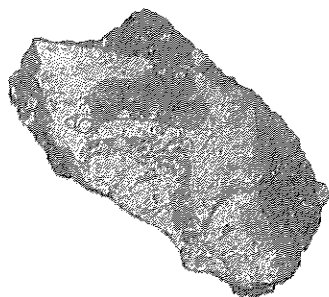
鳥取県文化財保護審議会において、以下の文化財2件を鳥取県保護文化財に指定するよう答申があり、平成21年8月18日開催された8月定例教育委員会において鳥取県保護文化財に指定することが決定されました。

記

【指定】鳥取県保護文化財

名 称	所在地
かみよどほいじあとしゆつどへきが そぞう つけたりかわら ど きるい 上淀麿寺跡出土壁画・塑像 附 瓦・土器類	米子市

<指定理由> 上淀麿寺跡出土壁画・塑像は出土量の多さと、そのまとまりにおいて群を抜いており、古代寺院における堂内荘厳を発掘資料により復原しうる極めて稀な一括資料であるだけでなく、山陰地方における仏教文化の導入と定着を示す資料として学術的価値が高い。

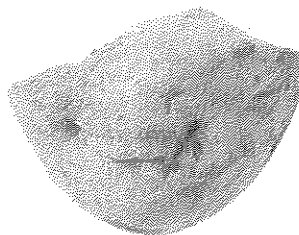
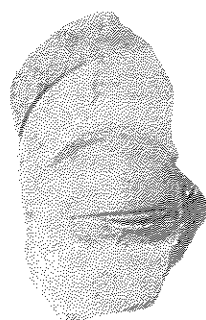


菩薩頭部

W450



神将上半部



塑像（左：天部または女性供養者 中：面部 右：神将・面部）

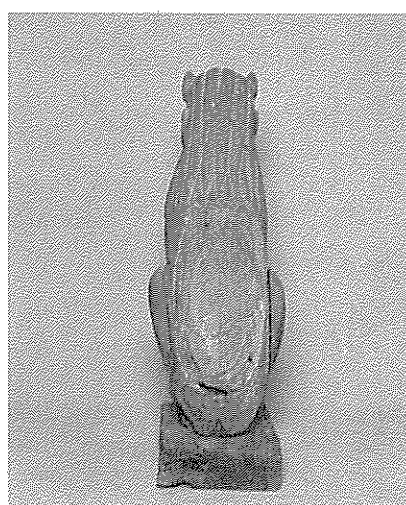
【指定】鳥取県保護文化財

名 称	所在地
<small>むくぞうこまいぬ あざよう</small> 木造狛犬（阿形）	三朝町

＜指定理由＞ 本像の特徴は、第一に小ぶりの頭部に細身の躯体を持っていること、第二に上体を起こし、後肢を前方へ伸ばして前肢の内側に接するように置くという類例のない姿勢をとっている。さらに、束状に表されたたてがみを前肢付け根近くまで伸ばしている点も珍しい。面部をはじめ欠損・虫損部分が多く、その像容を損ねているのが惜しまれるが、平安時代に遡る狛犬の古例として貴重。また、数少ない平安時代の他の狛犬と比較しても、華奢にして俊敏な感覚をあわせもつ繊細な作風は高く評価される。



正 面



背 面



側 面



斜 め